令和８年度　DV対策事業

あなたは一人ではありません。
相談してみませんか？

てぃるる相談室 フリーダイヤル

女性相談

☎0120-912-600

期間：11/12（木）～11/25（水）

時間：10:00～16:30

（通話料無料・匿名可・秘密厳守）

てぃるる相談のご案内

女性が抱える家庭や職場での人間関係、生き方など
多岐にわたる相談をお受けします。

公益財団法人おきなわ女性財団は、令和８年度「女性に対する暴力をなくす運動（※）」期間にフリーダイヤルによる「てぃるる女性相談」をお受けします。

（※）◆女性に対する暴力をなくす運動について◆

配偶者等への暴力（ＤＶ）、性犯罪・性暴力、ストーカー行為、売買春、人身取引、セクシュアルハラスメント等の暴力は、重大な人権侵害であり、決して許されない行為です。

毎年11月12日～25日までの２週間は、内閣府が定めた「女性に対する暴力をなくす運動」期間です。女性に対する暴力の予防と根絶に向けて、全国の地方公共団体や民間団体が連携、協力をしながら様々な活動を行っています。

内閣府ﾎｰﾑﾍﾟｰｼﾞ

主催：沖縄県・公益財団法人おきなわ女性財団